

随意契約理由書

件名	東クリーンセンター機器冷却塔循環ポンプ点検整備	
契約の相手方	株式会社西島製作所 大阪支店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>一般廃棄物処理施設である東クリーンセンターは、年末年始等を除いて24時間稼働を行い、ごみ焼却を安全かつ適正に行っている。</p> <p>機器冷却塔循環ポンプはごみ焼却プラントにおいてゴミ投入ホッパー、油圧機器及びポンプ等の冷却を担う、稼働上重要なポンプである。</p> <p>定期的に点検整備を実施することで、プラントを安全かつ安定的に稼働していくために必要な性能の維持に努める必要がある。</p> <p>当ポンプは株式会社西島製作所が独自の技術により製造したものであり、点検整備・部品調達・試運転調整については、製造業者でしか製作できない部品が必要であること、構造の詳細は製造業者でしか知り得ず、その為、総合的な調整や整備を実施する技術は製造業者でなければ持ち得ない事から、製造業者である上記業者しか履行することができない。</p> <p>よって、上記業者を契約の相手方として随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター	(電話番号 452-4100)